

神戸市特定給食施設等指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に基づく特定給食施設等において栄養管理が適正に実施されているかどうかを個別的に明らかにし、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うとともに、法の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは適切な栄養管理を行わない場合、法に基づく立入検査及び勧告又は命令是正の措置を講ずることにより、適正かつ円滑な栄養管理の実施を図ることを目的とする。

(指導の対象)

第2条 法第20条第1項及び規則第5条に規定された特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）及びその他の給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設）（以下「特定給食施設等」という。）を対象とする。

なお、「特定」、「継続的」の定義については、次の各号に定めるものとする。

- (1)「特定」とは、利用者がほぼ同一人物であると推定されること
- (2)「継続的」とは、週4日以上で概ね3か月以上継続していると推定されること。

(指導及び助言)

第3条 保健所長は、法第18条第1項第2号及び法第22条の規定により、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導及び助言を行う。

2 指導及び助言は、法第19条に規定された栄養指導員が行う。

3 指導及び助言を行うにあたっては、法第21条、規則第9条及び特定給食施設における栄養管理の指導・支援等に関する厚生労働省通知に基づくものとする。また、法の趣旨及び法第7条第1項に規定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針」、給食施設利用者とその家族を含めた市民の健康づくりを支援するための環境整備及び地域の健康増進を担う人材育成に留意して行うものとする。

(指導の方法)

第4条 特定給食施設に対しては巡回等による指導を計画的に実施し、その他の給食施設に対しては施設からの相談に対し必要な指導及び助言等を、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1)特定給食施設に対する巡回等による指導は、原則として年1回行う。但し、病院、介護老人保健施設及び介護医療院は、各関係法令に基づく立入検査に併せて実施する。
- (2)特定給食施設に対する巡回指導は、複数の栄養指導員（1名は原則として係長級以上の職にある者を充てる）で実施する。
- (3)巡回指導を実施する場合、原則として特定給食施設の設置者又は給食管理者に事前に通知する。
- (4)保健所長は、指導及び助言を効果的かつ効率的に行うために、特定給食施設等の設置者又は給食管理者に対し、定期的の下記様式にて栄養管理の実施に関する報告を求める。（様式は別に定める）

ア 特定給食施設 基礎調査票及び栄養報告書

イ その他の給食施設 基礎調査票

(5)市立の給食施設及び教育委員会が所管する給食施設に対して指導及び助言等を行う場合は、所管課と連携して行う。

(6)他の法令に基づく処遇監査等の対象である特定給食施設等に対し巡回指導を実施する場合は、事前に所管課と十分な調整を行う。

(7)巡回等による個別指導のほか、特定給食施設等の給食管理者及び従事者を対象に年 1 回 以上の集団指導及び必要に応じて施設の種類を限定した重点的な集団指導を行う。

(立入検査等)

第 5 条 保健所長は、法第 21 条第 1 項又は同条第 3 項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると判断したときは、法第 24 条に基づき、栄養指導員を当該施設に立ち入らせ、帳簿、書類の検査及び関係者への質問等により状況を把握するものとする。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示する。

3 立入検査を行った場合は、速やかに当該施設の設置者又は給食管理者に対し、立入検査結果通知書（様式は別に定める）を交付するものとする。

(勧告及び命令)

第 6 条 保健所長は、法第 21 条第 1 項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第 3 項の規定に違反して適切な栄養管理を行わない特定給食施設があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、法第 23 条第 1 項に基づく勧告を行うことができ、勧告書（様式は別に定める）を交付するものとする。

2 保健所長は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、法第 23 条第 2 項に基づく命令を行うことができ、命令書（様式は別に定める）を交付するものとする。

(神戸市優良特定給食施設推進事業の実施)

第 7 条 保健所長は、規則第 9 条第 3 項の規定に基づき適切な栄養管理を行う特定給食施設のうち、利用者の健康維持・増進のため、健康・栄養情報の提供、健康管理部門と連携した取組等を積極的かつ効果的に行う施設を神戸市優良特定給食施設として表彰する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。